

耕畜連携推進事業（機械導入等支援）実施要領

第1 趣旨

飼料生産や畜産堆肥散布に必要な機械機器装置（以下「機器等」という。）の導入支援及び簡易な堆肥保管施設（以下「施設」という。）の整備を通じて耕畜連携を推進し、もって畜産堆肥の利用の一層の促進を図り、海外情勢の影響を受けやすい輸入飼料への依存度の低下を目指す。

第2 事業の内容

県内での自給飼料の生産又は畜産堆肥の利用等を行うために必要となる施設の整備及び機器等の導入に係る経費を助成する。

なお、対象とする施設及び機器等の区分、詳細等は別記耕畜連携推進事業（機械導入等支援）実施基準（以下「実施基準」という。）のとおりとする。

第3 事業の実施主体及び採択要件等

1 事業実施主体

事業の実施主体は、以下のとおりとする。ただし、イ〜クに掲げる事業主体のうち、畜産を営んでいない場合にあつては、飼料供給先である県内畜産農家と契約している者に限るものとする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会

イ 農事組合法人

ウ 農地所有適格法人

エ 公益若しくは一般の社団法人又は財団法人

オ 株式会社又は持分会社

カ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款で農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

キ 農業者

ク 畜産クラスター協議会を除く農業者の組織する団体（次に掲げる要件をすべて満たすものに限る。）

（ア）3戸以上の農家が参加していること。

（イ）代表者の定めがあること。

（ウ）当該団体に組織及び運営、組織運営の意思決定の方法並びに機器等の利用及び管理に関する内容を定めた規約等があること。

2 事業の採択要件

事業の採択に当たっては、機器等の導入又は施設の整備により、次に掲げるいずれかの取組が行われるものを対象とする。

ア 県内における自給飼料増産

イ 県内における飼料仕向け稲ワラ収集の拡大

ウ 県内における畜産堆肥のほ場散布の増大

3 事業の補助率等

事業の補助率、補助上限額及び補助対象経費は以下のとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。

（1）補助率

補助対象経費する経費の1/2以内（千円未満の端数切り捨て）

（2）補助上限額

1 件当たり250万円（1 施設、1 機器等をそれぞれ1 件とする）

(3) 補助対象経費

ア 機器等の導入のみを行う場合 実施基準1に定める機器等（1 台に限る。ただし、堆肥切返作業機は補助対象外）の購入に要する経費

イ 施設の整備を行う場合 実施基準1に定める施設（1 施設に限る。）及び機器等のうち堆肥散布機械装置（2 台以内に限る。）の購入に要する経費

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

(1) 事業計画書の提出

事業実施主体の長は、耕畜連携推進事業（機械導入等支援）実施計画書（以下「事業計画書」という。別添様式第1号）を作成し、市町長を経由して当該市町を所管する県民局長又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）あて提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業実施主体が県域を活動区域とする団体にあっては、事業計画書を農林水産部長に提出するものとする。

(2) 事業計画書の承認

県民局長等又は農林水産部長は、(1)の事業計画書の提出があったときは、内容を審査し、当該事業計画が適当と認められる場合はこれを承認するものとする。

なお、県民局長等が承認した際には、事業計画書の写しを速やかに農林水産部長に提出するものとする。

2 事業実施計画の変更

(1) 事業計画（変更）の提出

事業実施主体の長は、次に掲げる事業計画の重要な変更を行う場合は、1(1)に準じて事業計画変更の申請を行わなければならない。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の増額、又は30%を超える減額

ウ 事業内容の変更

(2) 事業計画（変更）の承認

県民局長等又は農林水産部長は、事業計画書（変更）の提出があったときは、1(2)に準じて審査のうえ承認するものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、補助金交付決定後に行われなければならない。ただし、地域の実情に応じて、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情による場合は、事業実施主体の長は、1(2)の承認後に、1(1)に準じて交付決定前着手届（様式第2号）を提出することにより、補助金交付決定前に着手することができる。

第5 事業実施状況等の報告

事業実施主体の長は、第4の1(1)に準じて事業実施状況報告書（様式第3号）を、事業完了年度の翌年度の3月末日までに県民局長等又は農林水産部長あて提出しなければならない。

第6 管理運営等

1 機器等の適正管理

事業実施主体の長は、本事業により整備した機器等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して適正に管理しなければならない。

2 機器等が被害を受けた場合の届出

事業実施主体の長は、本事業により整備した機器等について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、第4の1(1)に準じて県民局長等又は農林水産部長に届け出なければならない。

3 農業保険への加入

事業実施主体の長は、農業経営の安定を図るため、兵庫県農業共済組合（以下「共済組合」という。）が運営する農業保険（農業経営収入保険及び農業共済をいう。以下同じ。）の加入に努めるものとし、本事業の申請内容について、県が共済組合に提供すること及び共済組合が当該情報を農業保険への加入勧誘に利用することに同意しなければならない（既に加入済みの場合は除く）。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月19日から施行する。

別記

耕畜連携推進事業（機械導入等支援）実施基準

1 補助対象の機械機器装置及び施設

	区分	詳細等
機 器 等	飼料播種・追播種用機械装置	牧草播種機、追播種機、とうもろこし播種機、飼料用稲直播機 等
	飼料収穫・調整機械装置	刈取機、反転機、集草機、梱包機、梱包格納用機械、フォーレージハーベスター、とうもろこし収穫機、運搬機、サイレージ等取出・積込機 等
	飼料用米調整用等機械装置	飼料用米加工・調製機（飼料粉碎機、加圧圧ペン処理機、造粒機、発酵処理機、梱包機等）、飼料混合機 等
	稲ワラ収集・調整機械装置	反転機、稲ワラ収集機、梱包機、梱包格納用機械、運搬機 等
	堆肥調製散布関係機械装置	堆肥散布機（産地パワーアップ計画に位置付けられたものを除く）、堆肥運搬機(ダンプベッセル等)、 <u>堆肥切返作業機（*）</u> 、堆肥造粒機
施 設	堆肥保管施設	堆肥保管施設

*堆肥切返作業機は、堆肥保管施設を整備した場合にのみ、補助対象とする。

2 補助対象とする機械機器装置は、1で定めるほか、以下のとおりとする。

- (1) 汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- (2) 飼料生産・利用にかかる機器等は、自給飼料生産または県内畜産農家へ供給する飼料の生産（コントラクターを含む）及び県内で生産された飼料を利用する場合に限る。
- (3) 堆肥散布機械装置及び堆肥保管施設は、県内畜産農家由来の堆肥等を利用する場合に限る。
- (4) 機械機器装置の導入は、利用規模や作業能率の向上に即した適正な機械の選定を行うこと。
- (5) 機器等は中古品を対象とすることができるが、残存耐用年数が2年以上であるもの、または、2年以上の利用について、メーカー等が保証するものとする。
- (6) 堆肥保管施設を整備する場合は、別に、堆肥散布機械装置、堆肥運搬機(ダンプベッセル等)、堆肥切返作業機のうち2機器以内の導入を事業対象とする。
- (7) 堆肥保管施設の整備に当たっては、事前に、市町、地域住民、地権者との協議・調整を十分に行うものとする。

様式 1 号

耕畜連携推進事業（機械導入等支援）実施計画（変更）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

兵庫県農林水産部長 様
兵庫県〇〇県民局（センター）長 様

住所
団体名
代表者

耕畜連携推進事業（機械導入等支援）を下記のとおり実施（変更）したいので、耕畜連携推進事業（機械導入等支援）実施要領第 4 の規定に基づき申請します。

記

1 添付書類

（別添様式 1）耕畜連携推進事業（機械導入等支援）実施計画（変更）書

様式 2 号

耕畜連携推進事業（機械導入等支援）交付決定前着手届

第 号
令和 年 月 日

兵庫県農林水産部長 様
兵庫県〇〇県民局（センター）長 様

住所
団体名
代表者

耕畜連携推進事業（機械導入等支援）について、下記の条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付金を受けるまでの期間中に天災地変の事由によって、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額、又は、交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと

様式 3 号

耕畜連携推進事業（機械導入等支援）実施状況及び事業評価報告書

第 号
令和 年 月 日

兵庫県農林水産部長 様
兵庫県〇〇県民局(センター)長 様

住所
団体名
代表者

耕畜連携推進事業（機械導入等支援）実施要領第 5 の規定に基づき報告します。

1 添付書類

（別添様式 2）耕畜連携推進事業（機械導入等支援）実施状況及び事業評価報告書